

マルナカ観音寺中出店A敷地（No.1367）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月16日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和7年8月8日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ観音寺中出店A敷地
観音寺市柞田町字中出甲508番 外
- 3 法第8条第1項の規定により観音寺市から聴取した意見の概要
(意見の概要)
 - ・ 市道中出川西線における通行の安全と円滑を図るための方策を講じること。
 - ・ 右折入庫が行われ、その結果、周辺の交通状況に大きな影響を与える場合は、適切な方策を講じること。
 - ・ 夜間の騒音等、近隣住民からの苦情等に対して迅速かつ真摯な対応に努めること。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 観音寺市経済部商工観光課
縦覧期間： 令和7年12月16日から令和8年1月16日まで